平成２５年（フ）第３１４３号
大阪市西成区天下茶屋２丁目10番８号　タカオカビル３階
債務者　廣西　幸美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１４６号
大阪府枚方市東香里新町16番22号
債務者　松浦　一洋
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５０号
大阪府豊能郡豊能町光風台２丁目19番地の11
債務者　小枝　恭子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６３号
大阪府寝屋川市大利町15番５号
債務者　諏訪　康子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２号
和歌山県紀の川市上野28番地１　201
債務者　中瀬　美穂
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５６号
和歌山市北出島181番地の１　ハイツ楠101号
債務者　髙﨑　清和
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７９号
和歌山市内原906番地の１　コーポウチタ１号棟２Ｆ６号
債務者　池田　雅美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８５号
和歌山市船所70番地の19
債務者　中川　民雄
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９５号
和歌山市吉原936番地
債務者　北川　隆文
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０３号
和歌山市福島771番地の３　コーポサンライト506号室
債務者　津村　英臣
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０７号
和歌山県岩出市岡田525番地の９
債務者　遠山　一樹
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８８号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目３番10―105号
債務者　外山　正徳
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１００号
住民票上の前住所札幌市清田区北野１条１丁目４番５号　ハイツノースⅠ―205号
債務者　興膳千枝子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６２号
札幌市南区石山１条２丁目３番13―205号
債務者　竹田　廣子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７３号
札幌市東区北30条東19丁目５番11号　ソレイユ29―203号
債務者　中村明希こと　趙　　明淑
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８２号
札幌市東区北24条東９丁目２番６号　ハイツ暑寒101号
債務者　横山　雅樹
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１９２号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目５番７号
債務者　亦野香寿美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２００号
札幌市東区東苗穂８条３丁目11番16号
債務者　磯野麻紀子（旧姓大屋）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部